

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スナップ

No.2407

特集Ⅰ

食料品製造業の労働災害防止
安全管理「形骸化」を打破へ

＜事例＞ J-オイルミルズ
情報の「伝え方」見直す

特集Ⅱ

「運転者目線」で体感KY
東京都技術会議が新たに43例掲載

ニュース

精神障害が過去最多に
厚労省 労災補償状況で

電子版はカラーでご覧になれます!!
電子版登録(無料)のお問い合わせは

☎ 0120-972-825

メルマガも配信中です!

8

1日号

2022

■ 災害のあらまし ■

製造業において送迎業務に従事する運転手X（64歳）が、コロナに感染した。

■ 判断 ■

送迎バスに乗っていた複数の従業員の感染が発覚したため、業務上の災害と判断された。

■ 解説 ■

新型コロナウイルス感染症については、従来からの業務起因性の考え方にに基づき、厚生労働省から出された労災認定の判断基準としての次の2つの通達が参考となる。

1つ目は「一般に、細菌、ウイルス等の病原体の感染を原因とした疾患に係る業務上外の判断については、個別の事案ごとに感染経路、業務又は通勤との関連性等の実情を踏まえ、業務又は通勤に起因して発症したと認められる場合には、労災保険給付対象となる」（令2. 2.3 基補発0203 第1号、以下「2.3 通達」）。

2つ目は、「医療従事者等（患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等）については、原則として労災保険給付の対象としている」（令2. 4. 28 基補発0428 第1号、以下「4. 28 通達」）である。

医療従事者等以外である従業員で、感染リスクが相対的に高いと考えられる労働環境での業務に従事していた者が感染した場合は、4. 28 通達では、調査により感染経路が特定されない場合でも、下記の（ア）

（イ）のような労働環境下での業務従事者が感染したときは、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められるか否かを、個々の事案ごとに即して判

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 宮崎会
社会保険労務士法人金丸労務管理事務所
所長 金丸 憲史

第343回

断するとしている。

(ア) 複数の感染者が確認された労働環境下での業務

複数とは、労災申請をする請求人を含めて2人以上の感染が確認された場合をいい、請求人以外の他の労働者が感染している場合のほか、例えば、施設利用者が感染している場合などを想定している。

(イ) 顧客などとの近接や接触の機会が多い労働環境下での業務

小売業の販売業務、例えばスーパーマーケットやデパートなど比較的規模の大きい小売店だけでなく、中小規模のあらゆる小売店や飲食店などで働く労働者も対象となる。その他に、バス・タクシーなどの運送業務、育児サービス業務などが想定されている。

次に、上記以外の一般の従業員が感染した場合は、2.3 通達の基本的考え方によって判断される。すなわち、「個別の事案ごとに感染経路、業務との関連性等の実情を踏まえ、業務に起因して（業務起因性）発症したと認められる場合」には、労災保険給付の対象となる。

業務上と考えられる例は、接客などの対人業務で、コロナの感染者などと濃厚接触し業務以外に感染者などとの接触や感染機会が認められず発症した場合。業務外と考えられる例は、業務以外の私的行為中（流行地域に最近渡航歴がある場合も含む）に感染者と接触したことが明らかで、業務では感染者などとの接触や感染機会が認められず発症した例が示されている。

以上のことから、今回の送迎バスの運転手をしているXは、コロナに感染した製造会社従業員を送迎し、同時に本人を含めて2人以上の感染者が確認されており、前述の（ア）および（イ）に該当するとみられ



るため、労災保険認定が受けられたと考えられる。

なお、参考までに上記通達で示されている医療従事者などについて、「患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となる」とされている。

今回の送迎バス運転手Xのように、医療従事者など以外の従業員であって感染経路が特定されたものについても、感染源が業務に内在していたことが明らかに認められる場合には、労災保険給付の対象となるとされている。

なお、新型コロナウイルスに感染したときに請求人であるXがみずから保険給付の手続きを行うことが困難である場合、事業主が助力しなければならないことと労働者災害補償保険法施行規則で定められており、具体的には、療養補償や休業補償の給付請求書などの作成においてXから助力を求められた場合には会社として応じなければならない。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp